

富士宮市有機農業実施計画

1. 市区町村

富士宮市

2. 計画対象期間

令和7年度から令和11年度

3. 対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

① 富士宮市の位置・気候・農業

富士宮市（以下「本市」という。）は、静岡県の中東部に位置し、東は富士市、北及び西を山梨県と接しており、市域は、東西 20.92km、南北 32.63km に及び、38,908ha の広大な面積を有しています。市の中心部には、1,200 年の歴史を有する浅間大社を中心として市街地が広がり、市街地周辺から北部にかけて集落地、農地、草地、森林地帯が広がっています。

農地については、標高 1,000m まで幅広く分布し、富士山麓の豊かな土壌や富士山から供給される豊富な水資源に恵まれ、北部の畜産、西部・南部の水稻、南部・東部の茶、中部・東部の野菜など、各地域で特色ある農業が営まれており、中でも大規模な経営が展開されている酪農・肉用牛は、本市農業の中核として発展し、県下有数の畜産地帯を形成しています。また白糸地区など基盤整備が実施された農地を中心として、農作業の受委託や農地の流動化が進み、効率的な利用が図られています。

② 本計画における有機農業の定義

有機農業推進法第2条において、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

本計画における「有機農業」は、有機農業推進法に準拠されるものとし、有機農業の日本農林規格（有機 J A S）に規定する生産方式に限定はしないが、有機農業の定義と同様の生産方法を用いて行う農業とします。

③ 富士宮市の有機農業の現状

本市の有機農業による栽培品目は、お茶、露地野菜、水稻等と様々であり、令和5年度では栽培面積ベースで、有機 J A S 認証を取得しているお茶が 11ha、露地野菜、水稻などその他品目が 20ha 生産されています。（計 31ha）

そのうち、お茶については、富士伊豆農業協同組合富士宮地区内に有機茶部会を発足しており、有機 J A S 認証を取得し、栽培面積の拡大や販路開拓に取り組んでいます。

また、露地野菜等については、富士山の恵みを生かしながら、少量多品目の生産を中心に、生産者により多様な取組が実践されており、市内全域において栽培面積は年々増えています。

しかしながら、有機農業の推進に当たっては、安定的な生産量の確保や、消費先となる販路の拡大等に課題を抱えているため、これらを解消すべく、市内外における有機農業に対しての更なる認知度の向上が必要となっています。

イ 5年後に目指す目標

取組内容	R 7 年度	R 11 年度
有機農業の面積拡大	34 ha (令和 6 年度実績)	38ha

4. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

栽培技術指導の支援・共有

化学肥料、化学農薬を使用しない有機農業は、栽培技術がまだ十分に確立されていないので、地域に適した栽培技術の確立を目指していく。

(栽培技術研修会の開催)

お茶、野菜等の農家を対象に有機農業の栽培技術等の技術講習会を開催する。

(土づくりの推進)

現在、緑肥等の実証試験を行っており、今後もこれらのデータを活用して、緑肥や堆肥等を利用した地域に適した土づくりを推進していく。

耕畜連携の推進

富士宮市では、牛、鶏、豚等の畜産農家があり、耕畜連携が農業振興において重要な課題となっている。

そのため、循環型農業の実現に向けて、市内の畜産農家が生産した堆肥の利用促進を推進する。

新たな農業技術導入の推進

農業者の高齢化や担い手不足が続く中、スマート農業技術の導入による効率化や生産性の向上を目的に、農業用ドローンの活用やスマート農業技術による除草を推進し、取組面積の拡大や新たな生産者の確保を図る。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

有機 JAS 認証取得推進

販路拡大を目的に有機 JAS 認証の取得に向けた講習会を開催し、有機 JAS 認証の取得を推進する。

農産物等を利用した特産品開発

農作物等を使用した新たな特産品の開発や既存商品の改良により、付加価値を向上させて販売する事業に対して支援することで、新商品の開発や流通、消費の拡大を図る。

消費促進の取組

(地産地消に係る取組)

- ・市内公立小中学校への有機茶の提供

市内公立小中学校の生徒に対し有機茶ティーバックを配布することで、市内で生産される有機茶の消費拡大と、児童生徒やその保護者に対して有機農業に関する理解醸成を図る。

- ・公立保育園給食への野菜等の試験導入

市内公立保育園に向けて、野菜等を提供することにより、利用先の確保を図るとともに、

有機農業で生産された農産物の認知向上を図る。

- ・市内での利用箇所拡大

有機農業で生産された農産物の消費拡大を図るため、直売所、飲食店、スーパー、小売店等での活用方法について検討する。

(域外消費の取組)

- ・マルシェの開催

有機農業に関わるイベント・マルシェを開催し、富士宮産の有機農業で生産された農産物等の周知と消費拡大に繋げる。

- ・ふるさと返礼品への導入

ふるさと納税返礼品に出品することで、全国に向け本市の有機農業で生産された農産物の魅力を発信し、販路拡大に繋げる。

- ・SDGS パートナリーシップによる企業等との連携の検討

新たな販路など流通を図るため、民間事業者と有機農業者の連携によるSDGS パートナリーシップ制度の活用を検討する。

- ・他地域への流通・輸出促進事業

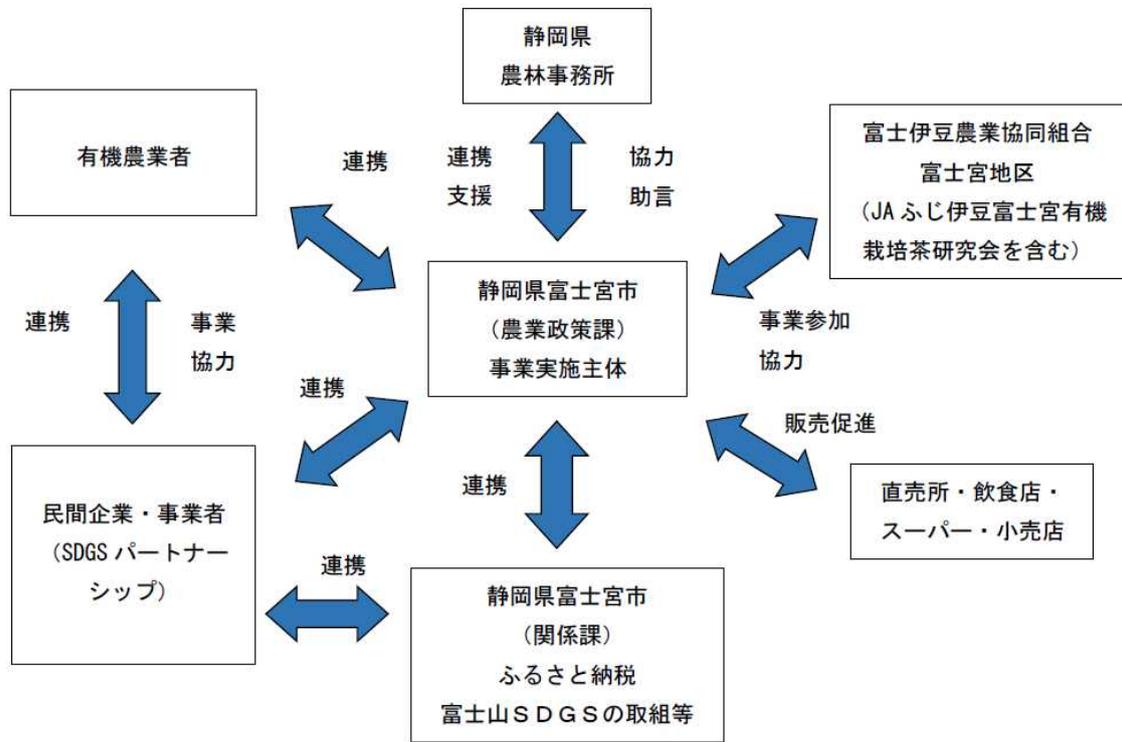
首都圏等の他地域への流通や輸出等に向け、消費PRを含め検討を行う。

※有機 JAS 認証を取得している農産物を「有機農産物」、有機 JAS 認証を取得していない農産物は「有機農業で生産された農産物」と記載する。

※有機 JAS 認証を未取得の場合、販売の際に「有機」または「オーガニック」の表示はできないため、これらを表記しないよう指導している。

5. 取り組み推進体制

ア 実施体制



イ 関係者の役割

有機農業者

担い手の確保、取組面積の拡大、販路開拓、有機農業で生産された農産物のPR等の実施。

JA 富士伊豆富士宮地区 (JA ふじ伊豆富士宮有機栽培茶研究会)

JA ふじ伊豆富士宮有機栽培茶研究会の事務局、有機農産物の流通等。

直売所・飲食店・スーパー・小売店

有機農業で生産された農産物の流通、消費拡大。

民間企業・事業者 (SDGS パートナースhip)

SDGS パートナースhip制度による連携支援。

行政機関 (富士宮市・静岡県)

「富士宮市有機農業実施計画」に基づく事業に必要な事務及び政策支援。ふるさと納税の返礼品の検討や、富士山SDGSの推進。

※ 富士山SDGS・・・富士宮市では、SDGSの取組を「富士山SDGS」と名付け、達成に向けての将来ビジョンや未来都市計画を策定し推進している。

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

静岡県と共同で基本計画を策定し、本計画に沿った推進を図る。

9. その他

6 資金計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分	1.生産関連の取組 (内訳) 54千円 ・栽培技術研修会等 2.流通、加工関連の取組 (内訳) 900千円 ・農作物を利用した特 産品開発等への支援 3.消費関連の取組 2,046千円 (内訳) ・市内公立小中学校へ の有機茶の提供 ・公立保育園給食への有 機野菜等の試験導入	1.生産関連の取組 (内訳) 100千円 ・栽培技術研修会等 2.流通、加工関連の取組 (内訳) 900千円 ・農作物を利用した特 産品開発等への支援 3.消費関連の取組 2,100千円 (内訳) ・市内公立小中学校へ の有機茶の提供 ・公立保育園給食への 有機野菜等の試験導 入	1.生産関連の取組 (内訳) 100千円 ・栽培技術研修会等 2.流通、加工関連の取組 (内訳) 900千円 ・農作物を利用した特 産品開発等への支援 3.消費関連の取組 1,300千円 (内訳) ○地産地消の取組 ・公立保育園給食への 有機野菜等の導入 ・マルシェの開催 ・消費PR等 ○域外消費の取組 ・他地域への流通・輸出 促進事業 ・消費PR等	1.生産関連の取組 (内訳) 100千円 ・栽培技術研修会等 2.流通、加工関連の取組 (内訳) 900千円 ・農作物を利用した特 産品開発等への支援 3.消費関連の取組 1,000千円 (内訳) ○地産地消の取組 ・公立保育園給食への 有機野菜等の導入 ・マルシェの開催 ・消費PR等 ○域外消費の取組 ・他地域への流通・輸出 促進事業 ・消費PR等	1.生産関連の取組 (内訳) 100千円 ・栽培技術研修会等 2.流通、加工関連の取組 (内訳) 900千円 ・農作物を利用した特 産品開発等への支援 3.消費関連の取組 1,000千円 (内訳) ○地産地消の取組 ・公立保育園給食への 有機野菜等の導入 ・マルシェの開催 ・消費PR等 ○域外消費の取組 ・他地域への流通・輸出 促進事業 ・消費PR等
合計	3,000千円	3,100千円	2,300千円	2,000千円	2,000千円